

就実短期大学学位規程

制 定 平成17年12月26日

最終改正 平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）および就実短期大学学則に基づき、就実短期大学が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、短期大学士とする。

2 学位は、それぞれの専攻領域に応じ別表1の種類に区分する。

(短期大学士の学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学科の課程を修了した者に授与する。

(学位記の授与)

第4条 学長は、教授会の報告に基づき所定の学位記を授与する。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるものほか必要な事項は、教授会においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

2 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、生活科学科、文化コミュニケーション学科の学位の種類は、改正後の別表1にかかわらず、短期大学士（生活科学）、短期大学士（文化コミュニケーション）とする。

別表1

| 学 科 | 学位の種類 |
|---------|---------------|
| 幼児教育学科 | 短期大学士（幼児教育） |
| 生活実践科学科 | 短期大学士（生活実践科学） |

様式1号

| | | | | | |
|--|-------------|-------------|---|----------|-----------------------|
| 第 号 | 就実短期大学 長 | 年 月 日 | 印 | 卒業証書・学位記 | 短 期 大 学 印 |
| | | | | | 姓 名 |
| 本学○○学科所定の課程を修め て本学を卒業したことを認め短期 大学士（○○）の学位を授与する | | | | | |
| 契印 | | | | | |